

第 6 章 指定事業者及び責任技術者のしくみ

東京都23区内における排水設備の新設等の工事は、管理者の登録を受けた排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という)を専任している東京都指定排水設備工事事業者(以下「指定事業者」という)でなければ行ってはならない。

本章では、指定事業者と責任技術者の制度と手続を取り扱う。

第1節 指定事業者

1 指定事業者とは

排水設備の新設等の工事を施行するにつき、下水道管理者(以下「管理者」という)の指定を受けた事業者(法人又は個人)を指定事業者という。
(条例第7条)

指定事業者は、下水道に関する法令及び条例その他管理者が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行にあたらなければならない。(条例第7条の5)

【解説】

指定事業者制度の目的は、管理者が、指定を受けようとする事業者(法人又は個人)からの申請により、排水設備工事について専門技術を有し、かつ、関係法令や規程等を遵守することができる事業者を指定することで、適正な排水設備工事が施行されるようにすることを目的とする制度である。

2 指定事業者の指定

指定は管理者ごとに行っており、23区内で施工するためには東京都下水道局長の指定を受ける必要がある。

【解説】

(1) 概要

指定を受けようとする者は、必要書類を提出し、審査により指定の要件が確認されると、指定を受ける。また、当局が特に必要と認めた場合は店舗調査を行うことがある。

なお、指定の有効期限は、指定を受けた日から4年を経過する日の属する年度の末日までとなっており、更新手続を行わない場合は有効期限をもって指定の効力が失効する。

指定事業者として新規指定した場合には、東京都公報に掲載し都民へ周知する。

(2) 指定の要件（条例第7条の3）

- ① 都の区域内に事業所があること。
- ② 下水道局に登録している排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が事業所ごとに1名以上専任（※注）していること。
一人の責任技術者が複数の事業所に専任することは認められていない。
- ③ 指定を受けようとする者（法人にあっては、その代表者）が以下のいずれにも該当していないこと。
 - （ア）精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - （イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （ウ）条例の規定に基づく届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者であって、当該事実のあったときから2年を経過していない者
 - （エ）条例の規定に基づき指定を取り消されてから2年を経過しない者
 - （オ）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

※注

専任とは、専ら指定事業者が行う業務に従事している状態のことをいい、非常勤や下請け等の者は含まない。専任の責任技術者となり得るかどうかは主に以下の方法で確認している。

- ① 社会保険、労働保険関係費の負担状況（健康保険証、雇用保険資格取得等確認通知書等）
- ② 給与の支払状況及び所得税の源泉徴収状況（源泉徴収簿、所得税納付領収書等）

(3) 指定事業者証の交付（条例第7条の4）

指定事業者として指定した場合には、東京都指定排水設備工事事業者証（以下「指定事業者証」という。）を交付する。

指定事業者証は事業所内に掲示し、他人に譲渡又は貸与してはならない。また、指定事業者証をき損又は紛失したときは、再交付の申請をしなければならない。

3 変更等の届出

指定事業者は、指定の内容に変更等があった場合、変更等があった日から30日以内に届出を行うことが義務付けられている。

【解説】

変更等の届出が必要な場合とは、以下のとおりである。

なお、下記①、②の変更については東京都公報に掲載し都民へ周知する。

- ① 事業所の商号、名称又は所在地を変更したとき。
- ② 代表者の氏名を変更したとき。
- ③ 住居表示又は電話番号に変更があったとき。
- ④ 専任の排水設備工事責任技術者に異動があったとき。
- ⑤ 排水設備工事事業を廃業するとき。

4 指定の取消し又は効力の停止（条例第7条の6）

指定事業者には、指定の取消し又は効力の停止等の処分をすることがある。処分を受けた指定事業者は、下水道局長へ指定事業者証を提出しなければならない。

【解説】

以下のいずれかに該当する指定事業者に指定の取消し又は効力の停止等の処分をすることがある。

- ① 条例の規定に基づく届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- ③ 条例第7条の3第1項に規定する指定の要件（都の区域内に事業所があること、専任の責任技術者を事業所ごとに1名以上置くこと）を欠くに至ったとき。
- ④ 条例第7条の3第2項第1号又は第2号（精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当するに至ったとき。

※法人の場合は代表者

- ⑤ その施行する排水設備の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。

第2節 責任技術者

1 責任技術者とは（条例第7条の7）

責任技術者とは、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理を行うにあたり、管理者の登録を受けた者のことを行う。

【解説】

責任技術者制度は、管理者又は指定試験等機関が実施する排水設備工事責任技術者資格試験（以下「資格試験」という）に合格した者を設計施工に関して一定水準以上の技術があると認め、その者に排水設備工事に関する技術上の管理を行わせることを目的とした制度である。

責任技術者は、排水設備工事を施行するにあたり、関係法令等を遵守し工事の設計、施工管理を行うとともに、工事に従事する者の安全を確保する役割がある。

また、常に一定の技術水準を確保し、技術の進歩に速やかに対応することが求められている。

2 責任技術者の登録

責任技術者として排水設備工事に関する技術上の管理を行うためには、資格試験に合格した後、登録を行わなければならない。

【解説】

(1) 概要

責任技術者の登録を希望する者は、必要書類を提出し、審査により登録の要件が確認されると、責任技術者として登録される。

なお、登録の有効期限は、管理者又は指定試験等機関から与えられた資格の有効期限と同一であり、登録を更新する場合は、資格の更新講習終了後、登録更新の申請を行わなければならない。

(2) 登録の要件（条例第7条の8）

- ① 資格試験に合格した者又は更新講習を修了した者に与えられる資格を持っていること。
- ② 登録を受けようとする者が、以下のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 条例の規定に基づく届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した

- 者であつて、当該事実のあつたときから2年を経過しない者
- (エ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相
当の理由がある者
- (オ) 条例の規定に基づき登録を取り消されてから2年を経過しない者

(3) 責任技術者証の交付（条例第7条の9）

責任技術者として登録した者には、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者
証」という。）が交付される。

責任技術者は、排水設備工事に従事するときは、常に、資格者証と責任技術者証を一
緒に携帯し、提示の要求があった場合には、提示しなければならず、他人に譲渡又は貸
与してはならない。

なお、紛失又はき損した場合には、再交付の申請をしなければならない。

3 変更等の届出

責任技術者は、登録の内容に変更等があつた場合、変更等があつた日から30日以内
に届出を行うことが義務付けられている。

【解説】

変更等の届出が必要な場合とは、以下のとおりである。

- ① 住所又は住居表示に変更があつたとき。
- ② 氏名に変更があつたとき。

また、登録の抹消についても、申請を行う必要がある。

4 登録の取消し又は効力の停止

責任技術者には、登録の取消し又は効力の停止等の処分をすることがある。処分を受
けた責任技術者は、下水道局長へ責任技術者証を提出しなければならない。

【解説】

以下のいずれかに該当する責任技術者には、登録の取消しまたは効力の停止等の処分
をすることがある。

- ① 第七条の三第二項第二号又は第七条の八第五項第一号（精神の機能の障害により排水
設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を
適切に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当
するに至ったとき。
- ② 条例に違反する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理をするおそれが
ある者

あり、又は管理をしたとき。

- ③ 偽りその他不正な手段により責任技術者の登録を受けたとき。

第3節 指定事業者・責任技術者の申請及び届出等

1 申請手続等

指定事業者及び責任技術者に関する各種申請・届出は、東京都指定排水設備工事事業者規程（以下「事業者規程」という）に定める様式と必要書類を添えて行う。

また、指定及び登録の内容に変更があった場合は、必ず、30日以内に届出を行わなければならない。

【解説】

(1) 指定事業者

以下の各種申請・届出を行う場合は、事業者規程（参考資料）に定める様式を用いる。

申請・届出の種類	使用する様式
新規指定の申請	第1号様式
指定更新の申請	第2号様式
指定事業者証再交付の申請	第3号様式
商号又は名称、所在地、代表者名、電話番号の変更の届出	第4号様式
責任技術者の専任又は専任解除の届出	第5号様式
指定の辞退又は廃業の届出	第6号様式
指定要件確認の届出	第6号様式の2

(2) 責任技術者

以下の各種申請・届出を行う場合は、事業者規程（参考資料）に定める様式を用いる。

申請・届出の種類	使用する様式
新規登録の申請	第7号様式
登録更新の申請	第8号様式
責任技術者証再交付の申請	第9号様式
住所、住居表示、氏名、電話番号の変更の届出	第10号様式
登録辞退又は登録抹消の届出	第11号様式
登録要件確認の届出	第12号様式

様式及び必要書類の詳細については、以下の東京都下水道局ホームページを参照のこと。

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/>（東京都下水道局のトップページ）⇒申請様式⇒指定事業者及び責任技術者に関する各種申請・届出、の順にクリックすると、申請・届出のご案内及び様式等のダウンロードができる。

2 申請受付場所

指定事業者及び責任技術者に関する申請受付場所は以下による。

<指定事業者>

新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎29階南側

下水道局施設管理部排水設備課

電話 03（5320）6582 直通

<責任技術者>

千代田区大手町二丁目6番2号 日本ビル内

東京都下水道サービス株式会社

東京都下水道局責任技術者受付担当

電話 03（3241）0818 直通